

国民健康保険

後期高齢者医療

にご加入のみなさんへ

被保険者証を発送します

保険年金課保険年金係 ☎ (63) 2125

8月1日から被保険者証が新しくなります。8月からは、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。マイナンバーカードを保険証利用登録している人にも、今回被保険者証をお送りします。

今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

今回お送りする新しい保険証は、令和6年12月2日以降でも、内容に変更がなければ有効期限までお使いいただけます。12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちでない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、「資格確認書」を郵送しますので、引き続き医療を受けることができます。

マイナンバーの下4桁のお知らせについて

今回の保険証更新で、安心してマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけるよう、「個人番号の下4桁」を保険証の台紙に印刷しています。自分のマイナンバー下4桁と一致するか、確認してください。

国民健康保険

国民健康保険（「国保」）の新しい被保険者証（保険証）は、7月下旬に郵送します。保険証の色は、**うす紫色**に変わります。

- (1)有効期限の切れた被保険者証は、8月1日以降、各自で処分してください。
- (2)被保険者証は国保加入者一人につき一枚です。
- (3)被保険者証の有効期限は「令和7年7月31日」ですが、次の人は、個別に設定されています。



対象者	有効期限	期限後の被保険者証
令和6年8月から令和7年7月末までに75歳になる人	75歳の誕生日の前日	75歳の誕生日から有効の「後期高齢者医療被保険者証」を、随時送付します。

国保に加入のみなさん、こんなときは必ず14日以内に届け出を！

- (1)他の健康保険に加入した場合 各自で国保脱退の手続きが必要。自動的に処理されません。
[届け出に必要なもの]
国保の被保険者証（全員分）・新しく加入した健康保険の被保険者証（全員分）・窓口来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
 - (2)住所・世帯主・氏名が変わった場合
[届け出に必要なもの]
国保の被保険者証(全員分)・窓口来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- (1)(2)共通項目 届出場所 市役所行政棟1階②番 保険年金課窓口または、各コミュニティセンター
※郵送での手続きもできます。保険年金課までお問い合わせください。

後期高齢者医療

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証（保険証）の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する新しい保険証は、縦長の封筒（茶色）に入れて7月下旬に郵送します。

※有効期限の切れた保険証は、8月1日以降、各自で処分してください。



とってもカンタン!

医療機関等を受診の際は マイナンバーカードをご利用ください

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます!

2 本人確認

顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



OR

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

過去の手帳以外の診療・服薬情報を診療等に提供することとなります。この情報はあなたの診療や健康管理のために使われます。

同意しない 同意する

(40歳以上対象)過去の情報を利用いたします

過去の健康情報を診療等に提供することとなります。この情報はあなたの診療や健康管理のために使われます。

同意しない・40歳未満 同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

厚生労働省パンフレットより



【利用登録の方法】

マイナンバーカードを保険証として利用するには登録が必要です。手続きはとても簡単で、必要な物はマイナンバーカード・暗証番号（数字4桁）です。

◆医療機関・薬局の受付「カードリーダー」で

初めて医療機関を受診しても顔認証付カードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



◆「マイナポータル」から

スマートフォンで登録できます。



◆セブン銀行ATMから



◆市役所窓口で

市役所行政棟 1階②番窓口
保険年金課「マイナポータル」
用パソコンから



マイナ保険証を使うメリット

①より良い医療を受けることができます

過去のお薬情報や健康診断の結果等の提供に同意すると、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

②手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

③医療費を20円節約できます

医療費を毎回20円節約でき、自己負担も低くなります。